

## 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

## 第三号様式

## 【表紙】

【提出書類】	変更報告書No.3
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 森下 国彦
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー <u>アンダーソン・毛利・友常法律事務所</u>
【報告義務発生日】	平成25年3月29日
【提出日】	平成25年4月4日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	単体株式等保有割合が1%以上減少したこと、 単体株式等保有割合が1%以上増加したこと

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	アウンコンサルティング株式会社
証券コード	2459
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク(J.P. Morgan Whitefriars Inc.)
住所又は本店所在地	(本店)アメリカ合衆国デラウェア州 19713 ニューアーク・スタントン・クリスティアナ・ロード500 (英国支店)英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウォーフ、バンク・ストリート25
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成4年11月1日
代表者氏名	イアン・ライオール
代表者役職	ダイレクター
事業内容	マーケットにおける各種取引(例:金利スワップ、株式デリバティブ取引)およびJ.P.モルガン・グループ内の自己取引の当事者(いわゆるブッキングオフィス)となること。

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

## (2)【保有目的】

主としてJ.P.モルガン・グループ会社による投資に際していわゆるブッキング・オフィス(裏付けとなるグループ会社間における自己勘定取引に基づき自己の名義で有価証券を保有すること)として本件株式を保有していたが、今回全株処分したために、みなし共同保有者から除外する。

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q

信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年3月29日現在)	V 7,242,800
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	-
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	6.79%

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし。
---------

## 2 【提出者(大量保有者)/2】

## (1) 【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・ジーティー・コーポレーション(J.P. Morgan GT Corporation)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク パーク・アベニュー270
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成6年9月30日
代表者氏名	イアン・ライオール
代表者役職	マネジング・ダイレクター
事業内容	投資銀行業およびJ.P. モルガン・グループ会社を相手方として株式取引を行い、そのポジションを取得すること、およびグループ会社との取引をヘッジするために株式取引を行うこと。

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

## (2) 【保有目的】

証券業務を営む上で、本件株式に投資している。
------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	492,000		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I

対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 492,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T 492,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年3月29日現在)	V 7,242,800
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	6.79%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	-

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし。

## 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 1【提出者及び共同保有者】

ジェー・ピー・モルガン・ジーティー・コーポレーション(J.P. Morgan GT Corporation)

## 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## (1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	492,000		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 492,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T 492,000		

保有潜在株式の数 ( A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N )	U
--	---

## ( 2 ) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年3月29日現在)	V 7,242,800
上記提出者の株券等保有割合(%) ( T / ( U + V ) × 100 )	6.79%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	6.79%

## ( 3 ) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
ジェー・ピー・モルガン・ジーティー・コーポ レーション(J.P. Morgan GT Corporation)	492,000	6.79%
合計	492,000	6.79%